

山鹿市子ども・子育て支援事業計画(案)

(概要版)

イラスト



山鹿市

1 計画策定の趣旨・計画期間

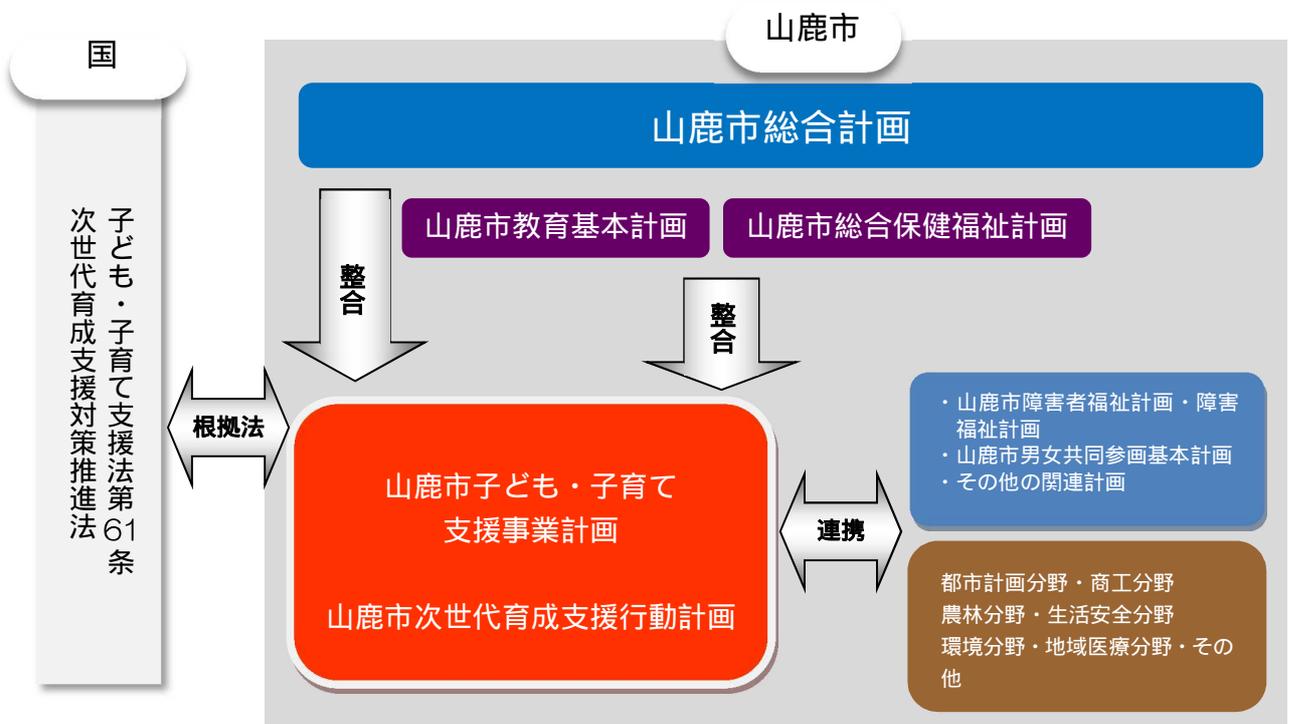
本計画は、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」(以下「支援法」という)をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月からこの支援法に基づく、「子ども・子育て支援新制度」が施行されることとなりました。

この新制度の施行に当たり、市町村は、支援法に基づく給付を実施するため「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定しなければならない旨の規定が設けられたことから、支援法第 61 条に基づき、「山鹿市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

本計画の期間は、子ども・子育て支援新制度が始まる平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

2 計画の位置づけ

「山鹿市総合計画」の下、山鹿市次世代育成支援行動計画を継承し、関連する他の計画と連携をとりながら策定する計画です。



3 計画の基本的な考え方

基本理念

本計画は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保及びその時期を定め、市民のニーズに応じていくための施策を推進するものとし、さらにこれまで取組を進めてきた「山鹿市次世代育成支援行動計画」の基本理念などの基本的な考え方などを継承し、総合的な子ども・子育て支援を推進する計画とします。

基本理念

子どもの育ちは山鹿の希望
子どもに夢を 子育てに温もりを

基本目標

基本目標1 子どもが希望を語り、夢を育てられる環境をつくります

次代の社会を担う子どもが心身ともに健やかに育ち、自立した個人としての自己を確立していくために、子どもが希望を語り、将来の夢を育むことのできるような取組を進めます。

基本目標2 地域の一人一人が子育てを温かく見守り支える体制を整えます

地域のすべての人々が、それぞれの立場から、子どもとその養育に第一義的責任を有する子育て家庭を温かく見守ります。また、身近な地域において、子どもと子育て家庭を支えることができるきめ細かな体制づくりを目指します。

基本目標3 子育て支援の量の確保と質の向上を図ります

家庭、地域、事業者及び行政が連携して役割を果たすことで、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の量の確保と質の向上を図り、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現します。

4 幼児期の教育・保育施設の充実

計画的な教育・保育施設の整備

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。以下に認定区分と提供施設、量の見込みと確保量を示します。

認定区分と提供施設

認定区分	対象年齢	内容	提供施設
1号認定	3～5歳	学校教育のみ（保育の必要性なし）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

1号認定

単位：人

平成	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A 量の見込	—	179	180	176	171	167
B 確保量	—	198	198	198	198	198
B - A	—	19	18	22	27	31

2号認定

単位：人

平成	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A 量の見込	—	1,017	1,023	1,003	975	951
幼児期の学校教育の利用希望が強い	—	12	12	12	12	12
上記以外	—	1,029	1,020	1,000	970	940
B 確保量	—	1,041	1,032	1,012	982	952
B - A	—	24	9	9	7	1

3号認定（0歳児）

単位：人

平成	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A 量の見込	—	228	222	216	210	204
B 確保量	—	228	230	220	210	210
B - A	—	0	8	4	0	6

3号認定（1・2歳児）

単位：人

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A 量の見込	—	608	593	579	563	546
B 確保量	—	609	600	580	570	550
B - A	—	1	7	1	7	4

教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化などによらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人一人へのきめ細かな発育を支援します。

本市においては、幼稚園、保育園、認定こども園などの施設形態の違いを踏まえ、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を活かした運営を促進していきます。

認定こども園の新たな設置については、利用者のニーズや設置者の意向を的確に把握し、施設・設備などの状況を踏まえて、普及促進を図ります。

教育・保育の質の向上

ニーズ調査では幼児期の教育へのニーズが高まっており、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人一人にとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」など、子ども一人一人の様子を小学校に伝える方法を検討し、小学校の教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育園または地域型保育事業などを利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援などを行います。

とくに、現在、0歳児の子どもの保護者が、保育園などへの入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）からの認定こども園、幼稚園、保育園または地域型保育事業などの利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境整備について検討します。

5 地域子ども・子育て支援事業の整備

地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保量

以下に量の見込みと確保量を示します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
地域子育て支援拠点事業（単位：延べ利用人数／年）					
量の見込	24,618	23,997	23,398	22,735	22,071
確保量	24,618	23,997	23,398	22,735	22,071
-	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（単位：延べ利用人数／年）					
量の見込	606	601	580	569	558
確保量	606	601	580	569	558
-	0	0	0	0	0
- 1 幼稚園における一時預かり事業（単位：延べ利用人数／年）					
量の見込	1,468	1,477	1,448	1,407	1,371
確保量	1,468	1,477	1,448	1,407	1,371
-	0	0	0	0	0
- 2 保育園などにおける一時預かり事業（単位：延べ利用人数／年）					
量の見込	1,435	1,421	1,389	1,350	1,313
確保量	1,435	1,421	1,389	1,350	1,313
-	0	0	0	0	0
時間外保育事業（延長保育）（単位：延べ利用人数／年）					
量の見込	423	419	409	398	387
確保量	423	419	409	398	387
-	0	0	0	0	0
病児・病後児保育事業（単位：延べ利用人数／年）					
量の見込	861	853	834	811	789
確保量	650	650	834	811	789
-	211	203	0	0	0
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（単位：人）					
量の見込み	563	546	526	523	523
確保量	547	530	511	523	523
-	16	16	15	0	0

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
妊婦健康診査（単位：延べ利用人数／年）					
量の見込	650	650	650	650	650
確保量					
-					
乳児家庭全戸訪問事業（単位：人）					
量の見込	400	400	400	400	400
確保量					
-					
養育支援訪問事業（単位：人）					
量の見込	50	50	50	50	50
確保量					
-					
- 1 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（単位：延べ利用人数／年）					
量の見込	74	74	74	74	74
確保量	74	74	74	74	74
-	0	0	0	0	0
- 2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）（単位：延べ利用人数／年）					
量の見込	73	72	71	69	67
確保量	73	72	71	69	67
-	0	0	0	0	0
利用者支援事業					
確保内容	子育て支援センターや保育園、幼稚園と連携し、総合的な子育て支援の情報提供及び相談・助言などに取り組んでいきます。利用者支援専門員については、本計画中の設置を目指します。				
実費徴収に係る補足給付を行う事業					
確保内容	市内の現状と照らしながら事業を実施していきます。				
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業					
確保内容	国から事業の詳細が示され次第、市内の現状と照らしながら事業の実施を検討します。				

6 専門的な支援の充実

相談体制の充実

本市では、学校・保育園・幼稚園・子育て支援センターなどで子どもや子育てについての相談対応を行っています。教育と福祉を一体化して総合的に相談を受け付ける「子ども総合相談窓口」を設置し専門の相談員を配置しています。さらに周知に努め、支援を要する子どもや家庭への対応を図ります。

児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本市においては、相談機関の周知に加え、支援を必要とする家庭を早期に把握するために、保健師や子育て支援センター職員、子ども総合相談窓口相談員などによる訪問や、必要とされる支援を行うことで虐待を予防します。

ひとり親家庭の自立支援の推進

子育て短期支援事業、保育などの利用に際しての配慮などの各種支援策を推進するとともに、生活支援のほか、児童扶養手当や医療費助成などの養育支援、さらには就業支援や資金貸付などの経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

障がい児施策の充実

障がいのある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人一人が障がい児に対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

そのためには、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、地域療育センターや事業所との連携を図り、年齢や障がいなどに応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。教育・保育施設においては、幼稚園教諭、保育士などの資質や専門性の向上を図るとともに、専門家の協力を得ながら適切な支援に努めることによって、子どもたちが可能性を最大限に伸ばし、いきいきとした生活ができるための力を培います。

また、発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、情報周知のほか、家族が適切な子育てを行うための家族への支援に努めるとともに、教育・保育施設、放課後児童クラブなどへの障がい児の受入れを推進します。

7 ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事を持つ母親が増加する中、子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するため、保護者が協力して子育てを行うとともに、社会全体で子育てを支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、本市では、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体などと連携し、次のような施策の推進に努めます。

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供など
子育て期間中を含めた働き方の見直し及びすべての企業における育児休業及び短時間勤務などに係る制度の導入促進

ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解の促進や、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

また、インターネットによる周知・広報をはじめ、各種研修会を通じた子育てに関する理解の促進など、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発などを推進します。

併せて、父親や地域住民が子育てに参加するためのきっかけとなるイベントや講座の開催に積極的に取り組みます。